

令和 3 年 3 月 22 日

(説明会資料)

軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）について

日頃より軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）についてお問い合わせを多く頂く内容にご留意頂きたい点とその取扱い方法についてまとめましたので、ご参照ください。

1. 新型コロナウイルス感染症による臨時的な取扱いにて認定期間が延長になった場合

軽度者に対する福祉用具貸与の有効期間は延長前の認定有効期間までのため、延長になった期間分は通常通り軽度者申請を行ってください。

2. 暫定でケアプランを作成している場合の取扱い

介護度が確定していない場合は、暫定プランに確認印を押印させていただきます。介護度が確定次第、本プランを市に提出していただき確認印を取るか、同意のある暫定プランと一緒に本プランを保管するようお願いします。

3. 医師の医学的所見を聞き取った場合の記載方法

単に福祉用具が必要という記載だけでは、福祉用具の必要性が確認できません。裏面の運用方法のとおり、表 1 のいずれかの状態に当てはまることが確認できるように記載をお願いします。

記載例：「聞き取りをした日付・病院名・医師名・病名・状態により福祉用具の種目が必要です。」

4. 特殊寝台付属品の記載方法

特殊寝台付属品は貸与する項目（サイドレール・マットレス・介助バー等）とそれぞれの必要な理由を記載するようお願いします。

5. 軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）の申請遅れについて

申請の承認は申請を確認した日の属する月の初日より適用となります。月をまたいで承認は原則できません。但し、診断書の取り寄せに時間がかかる場合など、やむを得ない事情がある場合は事前に介護保険係にご相談ください。また、そのような場合には診断書以外の書類は予め市へご提出ください。

運用方法について

表 1

対 象 と な る 者	
1	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によってまたは時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態に該当する者 (例 パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象)
2	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態になることが確実に見込まれる者 (例 がん末期の急速な状態悪化)
3	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性または症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態に該当すると判断できる者 (例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

* () 内は例示であり、() 内の状態以外の者であっても、1～3の状態であると判断される場合もありうる。

表 1 の 1～3 のいずれかの状態に該当することが、

ア 医師の意見（医学的な所見）に基づき判断されること。

（主治医意見書による確認のほか、別途、医師の診断書または介護支援専門員が聴取した医師の所見により判断したことを居宅介護サービス計画書に記載する。 第 1 表）

イ サービス担当者会議等を経た適切なケアマネジメントの結果を踏まえていること。（サービス担当者会議 第 4 表又は第 5 表）

ウ 上記ア及びイについて保険者が書面及び該当する福祉用具のパンフレットで確認することで、例外給付の対象とする。

（確認方法：上記書類の写しを市に提出していただき、居宅サービス計画書（原本）に確認印を押印することで行う。）

軽度者に対する保険給付一覧

品 目		軽 度 者	
		条 件	判 定 方 法
1	車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 ●日常的に歩行が困難な者	認定調査結果で判断
		●日常生活範囲における移動の支援が 特に必要と認められる者	ケアマネジメントで判断
2	特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 ●日常的に起き上がりが困難な者 ●日常的に寝返りが困難な者	認定調査結果で判断
3	床ずれ防止用具 及び 体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	認定調査結果で判断
4	認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 ●意思の伝達、介護者への反応、記憶・ 理解のいずれかに支障がある者 ●移動において全介助を必要としない者	認定調査結果で判断
5	移 動 用 リ フ ト (つり具の部分を 除く)	次のいずれかに該当する者 ●日常的に立ち上がりが困難な者 ●移乗が一部介助または全介助を必要 とする者	認定調査結果で判断
		●生活環境において段差の解消が必要 と認められる者	ケアマネジメントで判断
6	自動排泄処理装 置 (H24 年度より)	●排便が全介助を必要とする者 ●移乗が全介助を必要とする者	認定調査結果で判断
7	手すり	保険給付可能	
8	スロープ	保険給付可能	
9	歩行器	保険給付可能	
10	歩行補助つえ	保険給付可能	

※移動用リフトのうち「昇降座椅子」については、「移乗が一部介助または全介助を必要とする者」で判定